様式第４号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名　　 　　 印

年度とっとりサイエンスワールド開催事業補助金交付決定通知書

 　　年　　月　　日付　第　号（以下「申請書」という。）で、申請のあったとっとりサイエンスワールド開催事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業は、とっとりサイエンスワールド開催事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額

 本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　(1) 算定基準額 金　　　　　　　　　円

　　(2) 交付決定額 金 円

３　本補助金の額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとりサイエンスワールド開催事業補助金交付要綱（令和３年３月２６日付第２０２０００３２１７２０号鳥取県子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。